

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月から60年12月まで
② 昭和62年4月から同年9月まで

昭和57年9月に会社を退職し、郷里のA町（現在は、B市）に戻り、家業に従事した。

A町への転入手続の際、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、母親が自分たち夫婦の分と私の分をまとめて、地区の納付組織を通じて納付していた。

母親が、家族全員分の国民年金保険料を納付組織を通じて納付していたことを覚えているのに、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A町の国民年金被保険者名簿により昭和63年2月に払い出され、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した57年9月15日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる
ところ、申立期間②の国民年金保険料は同手帳記号番号払出時点において現年度納付が可能である。

また、申立人と申立期間当時同居していたとされる申立人の両親は、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、前述の被保険者名簿の記録によれば、申立人の保険料は昭和63年2月分から現年度納付され、申立期間②直前の61年1月から62年3月までの保険料は63年4月に、申立期間②直後の62年10月から同年12月までの保険料は平成2年1月に、昭和63年1月分の保険料は平成2年4月に過年度納付されていることが確認でき

ることから、申立人の母親が申立期間②の国民年金保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点（昭和 63 年 2 月）においては、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できなかったと考えられる。

また、申立期間①は 40 か月と長期間であり、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 15 日から 36 年 4 月 8 日まで

国（厚生労働省）の記録によると、A社B事業所で勤務していた昭和 28 年 3 月 15 日から 36 年 4 月 8 日までの期間について脱退手当金が支給されたとされているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和 38 年 11 月 22 日に支給決定されていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、36 年 2 月 * 日に婚姻し、改姓していることから申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金の支給日は、資格喪失日より約 2 年 8 か月後の昭和 38 年 11 月 22 日であることから、事業主による代理請求がなされたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

佐賀国民年金 事案 549

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成4年3月まで
平成元年頃、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も母親が毎月納付していた。
申立期間の国民年金保険料は、母親が毎月納付していたことを覚えているのに、オンライン記録では未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日は平成21年12月25日とされており、基礎年金番号による加入手続きが行われていることが確認できる上、A市及びオンライン記録によれば、申立人が申立期間において国民年金に加入していた形跡は確認できず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、平成元年頃、A市役所において母親が加入手続きを行って国民年金に加入したと申し立てているが、申立人は、昭和62年4月にA市からB市に転入し、平成4年3月にB市からA市に転入していることが確認できることから、平成元年当時、A市に申立人の住所は無く、同市において申立人に係る国民年金の加入手続きを行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は国民年金の未加入期間とされているため、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から58年3月まで

20歳のとき、父が私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。

申立期間当時、居住していた地区の納税組合による国民年金保険料の集金が行われており、父が納税組合の役員を通じて保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の基礎年金番号は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月1日において、A共済組合員であった申立人に払い出された番号であることが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿等の調査によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録により、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間に係る国民年金保険料納付書は作成されることは無く、申立人の父親は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとされる申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から33年4月1日まで

昭和26年4月1日から33年4月1日までの期間、A事業所（実際の勤務場所は、B事業所）で勤務した期間の脱退手当金を同年6月20日に受給したになっているが、脱退手当金をもらった記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA事業所に係る健康保険整理番号の前後25番以内に記録がある女性18人のうち、申立人の同組合に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和33年4月1日）前後2年以内に同資格を喪失し、かつ喪失時に脱退手当金の受給要件（被保険者期間24か月以上）を満たしている者は6人おり、そのうち5人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日後3か月以内に受給した記録が確認できることから、当該事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求がなされていたことがうかがえる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和33年6月20日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務していたC事業所、D社及びE事業所に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、オンライン記録によると、申立期間及び未請求とされている前述の事業所に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていることが確認でき、当時、

請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該一部未請求をもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 14 日から同年 4 月 25 日まで
② 昭和 39 年 8 月 17 日から 42 年 3 月 1 日まで

国（厚生労働省）の記録によると、A社において厚生年金保険に加入していた昭和 39 年 2 月 14 日から同年 4 月 25 日までの期間及びB社において厚生年金保険に加入していた同年 8 月 17 日から 42 年 3 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、その支給額が法定支給額と一致している上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 5 月 10 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務していたC社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、オンライン記録によると、申立期間及び未請求とされているC社に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていることが確認でき、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。